

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十七号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表第一号中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表第二号中「第十条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第四項第十二号中「第九条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。